

あま市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広告を掲載することができる対象(以下「広告媒体」という。)に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 広告媒体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市の印刷物(電子データを含む。)
- (2) 市のホームページ、電子メールマガジン、インターネット等を活用した媒体
- (3) 市の施設
- (4) 市の車両
- (5) その他広告媒体として活用できる資産(広告枠の販売、広告付物品の受入れ、タイアップ、ネーミングライツ等を含む。)
- (6) その他市長が適当と認めるもの

(広告の範囲)

第3条 広告掲載は、広告媒体として活用する市の資産の用途及び目的を妨げず、かつ、市が実施する他の事務及び事業に支障のない範囲で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体への掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、又は名誉をき損するおそれのあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (5) 法人、団体及び個人の意見広告に係るもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) その他広告媒体への掲載が不適當であると市長が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の規格等)

第4条 広告媒体における広告の規格、掲載位置、募集方法、広告料、選定方法等は、市長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第5条 第2条に規定する広告媒体に広告掲載をしようとする者(以下「広告主」という。)は、広告掲載申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 広告主は、広告掲載に必要な手続き等について広告代理業を営む者、広告看板等の制作業者又はこれらに類する者(以下「広告取扱事業者」という。)

に代行させることができる。

- 3 広告主及び広告取扱事業者(以下「広告事業者」という。)を入札により募集する場合においては、第1項の規定は適用しない。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の規定により広告掲載の申請があったときは、広告の内容等を審査し、広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により広告事業者に通知する。

- 2 広告媒体及び審査する内容に関連する所管の所属長(以下「所属長」という。)は、広告掲載の決定を行うに当たり、広告主、広告内容及び仕様等の変更を指示し、又は広告掲載の方法、日程その他の必要な条件を付することができる。

- 3 広告事業者は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、市長が定める。ただし、第5条第3項の規定による場合は、当該入札により決定した額とする。

- 2 前条により広告掲載の決定を受けた広告事業者は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告事業者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告事業者は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告掲載取下申出書(様式第3号)により市長に申し出るものとする。

(広告掲載に係る決定の取消しと契約の解除)

第9条 次の各号に該当する場合は、第6条の規定による広告掲載の決定を取り消し、又は契約を解除することができる。

- (1) 広告事業者が第6条第2項及び第3項の規定による条件等に従わないとき。
 - (2) 第7条第2項に定める指定期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
 - (3) 広告事業者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき、倒産等により広告を掲載する必要が無くなったとき、その他特に必要があると市長が認めるとき。
- 2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消し、又は契約を解除したときは、広告掲載取消通知書(様式第4号)により通知する。

(広告事業者の責務等)

第10条 広告事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に^{かし}瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害する又は不利益を与えるものではないこと。

いこと。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了し、不適正な処理が行われていないこと。

(4) 広告の内容等が決定の際に付した指示、条件に適合したものであること。

2 広告事業者は、広告の掲載期間が終了したときは、所属長の指示に従い、広告を撤去するとともに広告媒体を原状に復しなければならない。

3 広告の作成及び取り付け並びに撤去に要する経費は、広告事業者の負担とする。

4 広告の破損、汚れその他の修復に要する経費は、広告事業者の負担とする。

5 広告事業者は、第1項各号に掲げる事項に関すること並びに広告及び広告事業者が指定したリンク先のホームページの内容も含んだ一切の事項に起因すること等により、第三者からの苦情、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任及び負担においてこれらを解決しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第11条 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、広告事業者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかった場合は、この限りではない。

2 前項の規定により広告掲載料の還付を受けようとする広告事業者は、有料広告掲載料還付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(広告物の撤去)

第12条 所属長は、次のいずれかに該当するときは、承認の条件で定めるところにより、自ら広告物の撤去、削除等を行うことができる。

(1) 広告事業者が広告掲載の期間満了後においても、広告物を撤去又は削除しないとき。

(2) 第9条の規定により広告掲載に係る決定を取り消された広告事業者が広告物を撤去又は削除しないとき。

(3) 広告主が、指名競争入札参加資格の停止又は取り消しを受けたとき。

(4) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除等に要する費用は、広告事業者の負担とする。

(審査機関)

第13条 掲載する広告の取扱いを審査するため、あま市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会の委員長は、市長公室人事秘書課長をもって充て、副委員長は市民生活部人権推進課長及び総務部財政課長をもって充てる。

3 審査会の委員は、8名以内の市長公室人事秘書課職員及び総務部財政課職員をもって充てる。

4 委員長は、前項に定める委員のほか、所属長を臨時の委員として加えることができるものとする。

(会議)

第14条 審査会の会議は、掲載する広告の取扱いについて疑義が生じた場合

において、委員長が必要と認めたときに招集する。ただし、委員長が審査会の会議に付する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査をすることができる。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告掲載等を行うそれぞれの所属長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、市長公室人事秘書課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

あま市長 様

住所又は所在地
申請者
氏名又は名称

広告掲載申請書

あま市有料広告掲載要綱第5条の規定に基づき下記の とおり 広告の掲載を申請します。

記

広告媒体				
広告種類				
広告掲載期間				
広告の掲載名				
掲載する業種				
広告掲載料	円			
物品の受入れ				
連絡先	電話番号		携帯電話	
	F AX		Eメール	
その他	広告原稿、イメージ図等を別紙添付			

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

あま市長

広告掲載 ・ 不掲載決定通知書

申請があり ました広告掲載については、あま市有料広告掲載要綱第6条の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

掲載・不掲載				
広告の掲載名				
広告媒体				
広告種類				
広告掲載期間				
広告掲載料	円			
物品の受入れ				
担 当 課	課名等		電話番号	
	Eメール		F AX	
不掲載の理由				
そ の 他				

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

あま市長 様

住所又は所在地
申請者
氏名又は名称

広告掲載取下申出書

あま市有料広告掲載要綱第8条の規定に基づき決定がされた広告の掲載については、下記のとおり取り下げます。
また、納付した広告掲載料が還付されないことに同意します。

記

広告の掲載名	
広告媒体	
広告種類	
広告掲載期間	
取下げ期間	
取下げ理由	

年 月 日

様

あま市長

広告掲載取消通知書

あま市有料広告掲載要綱第9条の規定に基づき決定がされた広告の掲載については、下記のとおり取り消します。

記

広告の掲載名	
広告媒体	
広告種類	
広告掲載期間	
掲載取消し日	
取消しの理由	

様式第5号（第1 1条関係）

年 月 日

あま市長 様

住所又は所在地
申請者
氏名又は名称

有料広告掲載料還付請求書

あま市有料広告掲載要綱第1 1条の規定に基づき下記のとおり広告の掲載料を還付して
くださるよう請求します。

記

広告の掲載名	
広告媒体	
広告種類	
広告掲載期間	
納入済掲載料	
取消しの理由	

還付金の振込先

金融機関名等		支店名等	口座種類
口座番号	口座名義人		
	ふりがな		